

霧島市条例第43号

令和4年12月26日

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

霧島市溝辺体育館	・12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	----------------------

」を

「

霧島市溝辺体育館	・毎月第1月曜日
	・12月29日から翌年の1月3日までの日

」に、

「

霧島市福山体育館	・毎月第1月曜日
	・12月29日から翌年の1月3日までの日
霧島市溝辺運動場	・12月29日から翌年の1月3日までの日

」を

「

霧島市福山体育館	・毎月第1火曜日
	・12月29日から翌年の1月3日までの日
霧島市溝辺運動場	・毎月第1月曜日
	・12月29日から翌年の1月3日までの日

」に、

「

霧島市溝辺庭球場	・12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	----------------------

」を

「

霧島市溝辺庭球場	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	----------------------------------

」に、

「

霧島市溝辺弓道場	・12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	----------------------

」を

「

霧島市溝辺弓道場	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	----------------------------------

」に、

「

霧島市溝辺グラウンドゴルフ場	・12月29日から翌年の1月3日までの日
霧島市溝辺野外ステージ	

」を

「

霧島市溝辺グラウンドゴルフ場	・毎月第1月曜日
霧島市溝辺野外ステージ	・12月29日から翌年の1月3日までの日

」に改める。

別表第3の1 体育館の表中

「

使用 者が 入場 料を 徴収 しない 場合	アマチュアスポーツ に使用する 文化的催物 に使用する 場合(営利又 は宣伝を目的 としない場合)	960円	960円	960円	720円	720円	480円
使用 者が 入場 料を 徴収 する場合	アマチュアスポーツ に使用する 文化的催物 に使用する 場合(営利又 は宣伝を目的 としない場合)	2,880円	2,880円	2,880円	2,160円	2,160円	1,440円
使用 者が 入場 料を 徴収 しない 場合	上記以外 の場合	3,840円	3,840円	3,840円	2,880円	2,880円	1,920円
使用 者が 入場 料を 徴収 する場合	上記以外 の場合	11,520円	11,520円	11,520円	8,640円	8,640円	5,760円

卓球(1台につき)							80円
バドミントン(1面につき)							120円
バレーボール(1面につき)							240円
バスケットボール(1面につき)							360円
卓球室及び2階卓球場							230円
会議室及び観覧室	160円	230円	260円	260円	230円	230円	
2階競技場							230円
ステージ							230円
トレーニング室							20円

」を

使用者が	アマチュアスポーツに使用する場合	1,120円	1,120円	1,120円	840円	840円	560円
入場料を徴収しない場合	文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない場合)	2,240円	2,240円	2,240円	1,680円	1,680円	1,120円
	上記以外の場合	4,480円	4,480円	4,480円	3,360円	3,360円	2,240円
使用者が	アマチュアスポーツに使用する場合	3,360円	3,360円	3,360円	2,520円	2,520円	1,680円
入場料を徴収する場合	文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない場合)	6,720円	6,720円	6,720円	5,040円	5,040円	3,360円
する場合	上記以外の場合	13,440円	13,440円	13,440円	10,080円	10,080円	6,720円
卓球(1台につき)							100円
バドミントン(1面につき)							140円
バレーボール(1面につき)							280円
バスケットボール(1面につき)							430円
卓球室及び2階卓球場							190円
会議室	140円	270円	310円	310円	270円	270円	
観覧室	-	-	-	210円	-	-	

2階競技場	270円
ステージ	270円
トレーニング室	100円

」に改める。

別表第3の2 運動場の表中

「

溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場	横川運動場、隼人運動場、牧之原運動場
360円	360円
720円	720円
1,080円	1,080円
2,160円	2,160円
220円	220円
360円	360円
360円	360円
220円	220円

」を

「

溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場、隼人運動場、牧之原運動場	横川運動場
420円	360円
840円	720円
1,260円	1,080円
2,520円	2,160円
220円	220円
420円	360円
420円	360円
210円	220円

」に改める。

別表第3の3 庭球場の表中

「

900円	600円	1,800円
1,800円	1,200円	3,600円
2,700円	1,800円	5,400円
5,400円	3,600円	10,800円
		300円

」を

810 円	540 円	1,620 円
1,620 円	1,080 円	3,240 円
2,430 円	1,620 円	4,860 円
4,860 円	3,240 円	9,720 円
		270 円

」に改める。

別表第3の4 武道館、武道場の表中

480 円	240 円
960 円	480 円
1,920 円	960 円
1,440 円	720 円
2,880 円	1,440 円
5,760 円	2,880 円
160 円	120 円
160 円	—
140 円	—
90 円	—

」を

560 円	280 円
1,120 円	560 円
2,240 円	1,120 円
1,680 円	840 円
3,360 円	1,680 円
6,720 円	3,360 円
190 円	140 円
140 円	—
120 円	—
80 円	—

」に改める。

別表第3の5 弓道場の表中

490 円	120 円	70 円	220 円
980 円	240 円	140 円	440 円
1,960 円	480 円	280 円	880 円

1,470 円	360 円	210 円	660 円
2,940 円	720 円	420 円	1,320 円
5,880 円	1,440 円	840 円	2,640 円

」を

「

400 円	100 円	90 円	180 円
800 円	200 円	180 円	360 円
1,600 円	400 円	360 円	720 円
1,200 円	300 円	270 円	540 円
2,400 円	600 円	540 円	1,080 円
4,800 円	1,200 円	1,080 円	2,160 円

」に改める。

別表第3の6 その他の施設の表中

「

2,130 円
80 円
1,050 円
2,100 円
70 円

」を

「

2,670 円
100 円
840 円
1,680 円
100 円

」に改め、同表備考第3号中「(2) 牧園ゲートボール場 1コート1時間につき120円」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。